

国地契第74号
国官技第264号
国営管第410号
国営計第122号
国港総第498号
国港技第107号
国空予管第509号-1
国空安保第724号-2
国空交企第544号-2
国北予第44号
平成26年2月6日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長
各 地 方 整 備 局	総務部長
	企画部長
	営繕部長
	港湾空港部長
北 海 道 開 発 局	事業振興部長
	営繕部長
各 地 方 航 空 局	総務部長
	空港部長
	保安部長 あて

國 土 交 通 省

大 臣 官 房 地 方 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航 空 局 安 全 部 空 港 安 全 ・ 保 安 対 策 課 長
航 空 局 交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

平成25年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における

入札・契約業務等の円滑な実施について

平成25年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行については、平成26年2月6日付け国会公187号により事務次官より各地方整備局等あて通知されているところであるが、このうち記1から記3までの事項については、下記に定めるところによることとする。また、北海道開発局においても同様の措置を探ることとする。

記

1. 入札・契約手続の効率化等

入札・契約手続の実施に当たっては、「平成25年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（平成25年5月31日付け国官総第63号、国官会第449号、国地契第10号、国官技第36号－2、国営管第73号、国営計第28号、国北予第12号又は平成25年5月31日付け国官会第449－2号）による他、次の(1)から(3)により、事務の改善及び効率化並びに手続に要する期間の短縮に努めること。

(1) 総合評価落札方式における提出資料の簡素化等

総合評価落札方式の実施に際しては、航空局等直轄工事においても「「航空局等直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」の制定について」（平成25年10月24日付け国空予管第329号、国空安保第425号）に規定する施工能力評価型Ⅰ型の対象工事のうち、次のイ) 及びロ) の条件をすべて満たす工事においては、施工能力評価型Ⅱ型により入札手続を実施することで、提出資料を簡素化等できるものとする。

- イ) 1件につき予定価格が3億円未満の工事
- ロ) 施工計画の提出を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事

(2) 契約変更の取扱い

契約変更の範囲については、「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（昭和44年3月31日付け建設省東地厚発第31号の2）又は「設計変更に伴う契約変更の取り扱いについて」（昭和44年4月1日付け建設省営管発第282号）により運用されているところであるが、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な工事については、既契約工事に追加することで、早期執行を図ること。

(3) 入札書及び技術資料の同時提出の取扱い

入札書及び技術資料の同時提出については、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成26年2月6日付け国地契第61号、国官技第256号、国営計第110号、国北予第39号）の附則1において、平成25年度補正予算による工事に適用しなくても差し支えないこととされていることに留意すること。

2. 円滑な事業執行

(1) 最新の単価を適用した予定価格の設定等

工事の発注に当たっては、本年2月から適用している公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価等の最新の単価を適用して予定価格を設定すること。また、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第394号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）に基づき、その適用対象となる工事については遺漏なきよう措置されたい。

(2) 適切な工期の設定

工事開始前に労働者確保等の準備を行うための余裕期間を見込むなど、適切な工期とすること。

(3) 発注ロットの大型化

地域企業の活用に配慮しつつ発注ロットの大型化等による技術者・技能者の効率的活用を図ることとされたところであり、遺漏なきよう措置されたい。

なお、中小建設業者等の受注機会の確保を図るため、政府調達協定の対象工事を除く大規模な工事について、工事難易度が低いものについては、上位等級工事への参入の拡大を積極的に推進すること。

(4) 発注者間の協力体制の強化

発注者間の協力体制については、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成17年8月26日閣議決定）に基づき、公共工事の品質確保に向けて、発注者協議会等を通じて他の発注者との情報交換等を行っているところである。また、「建設工事の入札制度の合理化対策等について」（昭和58年3月16日建設省中建審発第7号）に基づき、公共工事の適正な施行のため、公共工事契約制度運用連絡協議会を通じて連絡調整等を行っているところである。

これらを踏まえ、建設業者における計画的な技術者の配置や円滑な資機材の調達を図るため、地域の実情等に応じ発注見通しを統合して公表するなど、発注者間の一層の連携に努めること。